（代位の許可等）

第八十八条　裁判所は、第八十五条の規定による申立てを理由があると認めるときは、担保を立てさせて、又は立てさせないで、裁判上の代位を許可することができる。

2　前項の規定による許可の裁判は、債務者に告知しなければならない。

3　前項の規定による告知を受けた債務者は、その代位に係る権利の処分をすることができない。

4　第七十二条第二項及び第三項の規定は、第一項の規定により担保を立てる場合における供託及び担保について準用する。

（即時抗告）

第八十九条　前条第一項の規定による許可の裁判に対しては、債務者に限り、即時抗告をすることができる。

（手続費用の負担の特則）

第九十条　第八十六条の事件の手続費用については、申立人及び債務者を当事者とみなして、民事訴訟法第六十一条の規定を準用する。

（手続の公開等）

第九十一条　第三十条及び第四十条の規定は、第八十六条の事件の手続には、適用しない。

第二章　保存、供託等に関する事件

（共有物分割の証書の保存者の指定）

第九十二条　民法第二百六十二条第三項の規定による証書の保存者の指定の事件は、共有物の分割がされた地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2　裁判所は、前項の指定の裁判をするには、分割者（申立人を除く。）の陳述を聴かなければならない。

3　裁判所が前項の裁判をする場合における手続費用は、分割者の全員が等しい割合で負担する。

（動産質権の実行の許可）

第九十三条　民法第三百五十四条の規定による質物をもって直ちに弁済に充てることの許可の申立てに係る事件は、債務の履行地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2　裁判所は、前項の許可の裁判をするには、債務者の陳述を聴かなければならない。

3　裁判所が前項の裁判をする場合における手続費用は、債務者の負担とする。

（供託所の指定及び供託物の保管者の選任等）

第九十四条　民法第四百九十五条第二項の供託所の指定及び供託物の保管者の選任の事件は、債務の履行地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2　裁判所は、前項の指定及び選任の裁判をするには、債権者の陳述を聴かなければならない。

3　裁判所は、前項の規定により選任した保管者を改任することができる。この場合においては、債権者及び弁済者の陳述を聴かなければならない。

4　裁判所が第二項の裁判又は前項の規定による改任の裁判をする場合における手続費用は、債権者の負担とする。

5　民法第六百五十八条第一項、第六百五十九条から第六百六十一条まで及び第六百六十四条の規定は、第二項の規定により選任し、又は第三項の規定により改任された保管者について準用する。

（競売代価の供託の許可）

第九十五条　民法第四百九十七条の裁判所の許可の事件については、前条第一項、第二項及び第四項の規定を準用する。

（買戻権の消滅に係る鑑定人の選任）

第九十六条　民法第五百八十二条の規定による鑑定人の選任の事件は、不動産の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2　裁判所が前項の鑑定人の選任の裁判をする場合における手続費用は、買主の負担とする。

（検察官の不関与）

第九十七条　第四十条の規定は、この章の規定による非訟事件の手続には、適用しない。

（不服申立ての制限）

第九十八条　この章の規定による指定、許可、選任又は改任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

第四編　公示催告事件

第一章　通則

（公示催告の申立て）

第九十九条　裁判上の公示催告で権利の届出を催告するためのもの（以下この編において「公示催告」という。）の申立ては、法令にその届出をしないときは当該権利につき失権の効力を生ずる旨の定めがある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第百条　公示催告手続（公示催告によって当該公示催告に係る権利につき失権の効力を生じさせるための一連の手続をいう。以下この章において同じ。）に係る事件（第百十二条において「公示催告事件」という。）は、公示催告に係る権利を有する者の普通裁判籍の所在地又は当該公示催告に係る権利の目的物の所在地を管轄する簡易裁判所の管轄に属する。ただし、当該権利が登記又は登録に係るものであるときは、登記又は登録をすべき地を管轄する簡易裁判所もこれを管轄する。

（公示催告手続開始の決定等）

第百一条　裁判所は、公示催告の申立てが適法であり、かつ、理由があると認めるときは、公示催告手続開始の決定をするとともに、次に掲げる事項を内容とする公示催告をする旨の決定（第百十三条第二項において「公示催告決定」という。）をしなければならない。

一　申立人の表示

二　権利の届出の終期の指定

三　前号に規定する権利の届出の終期までに当該権利を届け出るべき旨の催告

四　前号に掲げる催告に応じて権利の届出をしないことにより生ずべき失権の効力の表示

（公示催告についての公告）

第百二条　公示催告についての公告は、前条に規定する公示催告の内容を、裁判所の掲示場に掲示し、かつ、官報に掲載する方法によってする。

2　裁判所は、相当と認めるときは、申立人に対し、前項に規定する方法に加えて、前条に規定する公示催告の内容を、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載して公告すべき旨を命ずることができる。

（公示催告の期間）

第百三条　前条第一項の規定により公示催告を官報に掲載した日から権利の届出の終期までの期間は、他の法律に別段の定めがある場合を除き、二月を下ってはならない。

（公示催告手続終了の決定）

第百四条　公示催告手続開始の決定後第百六条第一項から第四項までの規定による除権決定がされるまでの間において、公示催告の申立てが不適法であること又は理由のないことが明らかになったときは、裁判所は、公示催告手続終了の決定をしなければならない。

2　前項の決定に対しては、申立人に限り、即時抗告をすることができる。

（審理終結日）

第百五条　裁判所は、権利の届出の終期の経過後においても、必要があると認めるときは、公示催告の申立てについての審理をすることができる。この場合において、裁判所は、審理を終結する日（以下この章において「審理終結日」という。）を定めなければならない。

2　権利の届出の終期までに申立人が申立ての理由として主張した権利を争う旨の申述（以下この編において「権利を争う旨の申述」という。）があったときは、裁判所は、申立人及びその権利を争う旨の申述をした者の双方が立ち会うことができる審問期日を指定するとともに、審理終結日を定めなければならない。

3　前二項の規定により審理終結日が定められたときは、権利の届出の終期の経過後においても、権利の届出又は権利を争う旨の申述は、その審理終結日までにすることができる。

4　権利を争う旨の申述をするには、自らが権利者であることその他の申立人が申立ての理由として主張した権利を争う理由を明らかにしなければならない。

（除権決定等）

第百六条　権利の届出の終期（前条第一項又は第二項の規定により審理終結日が定められた場合にあっては、審理終結日。以下この条において同じ。）までに適法な権利の届出又は権利を争う旨の申述がないときは、裁判所は、第百四条第一項の場合を除き、当該公示催告の申立てに係る権利につき失権の効力を生ずる旨の裁判（以下この編において「除権決定」という。）をしなければならない。

2　裁判所は、権利の届出の終期までに適法な権利の届出があった場合であって、適法な権利を争う旨の申述がないときは、第百四条第一項の場合を除き、当該公示催告の申立てに係る権利のうち適法な権利の届出があったものについては失権の効力を生じない旨の定め（以下この章において「制限決定」という。）をして、除権決定をしなければならない。

3　裁判所は、権利の届出の終期までに適法な権利を争う旨の申述があった場合であって、適法な権利の届出がないときは、第百四条第一項の場合を除き、申立人とその適法な権利を争う旨の申述をした者との間の当該権利についての訴訟の判決が確定するまで公示催告手続を中止し、又は除権決定は、その適法な権利を争う旨